平成２７年（フ）第２８号
島根県出雲市大津町2340番地８プチタウンながせＡ
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第４２号
岡山県井原市芳井町花滝2739番地
債務者　佐藤　　茂
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
岡山県小田郡矢掛町東川面421番地６　サンコーポ２―402号
債務者　渡邉　富子
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
岡山県小田郡矢掛町東三成3179番地
債務者　山部　倫靖
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２６２号
茨城県つくばみらい市伊奈東57番地37　シャンミリュウ202
債務者　飯田ひろみ
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第５６号
茨城県つくば市西大井1595番地７
債務者　小田倉筑芮こと　林　　筑芮
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第５８号
茨城県龍ケ崎市姫宮町182番地１、前住所茨城県稲敷郡阿見町曙365番地４
債務者　小舘　一実
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第４１号
長野市上松１丁目６番18号　城北ハイツＣ号
債務者　松本　妥子（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８４３号
大阪府豊中市二葉町２丁目４番17号、前住所大阪市西成区長橋１丁目４番11号
債務者　吉岡　　渉
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６９３号
大阪市平野区喜連東４丁目５番１―404号
債務者　橋本　一男
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７１４号
大阪府吹田市藤白台１丁目２番12―701号、前住所大阪府吹田市藤白台１丁目２番Ｂ34―301号
債務者　小田　華子
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７１５号
大阪府高槻市栄町２丁目７番２号　ＳＨＯＫＩ栄町103号
債務者　齊藤　準子（旧姓地家）
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２００号
東京都日野市西平山５丁目42番地の51シャロウリバーハイツ106
債務者　西野はる美
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月１日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６３３号
神奈川県海老名市社家84番地の１　ハイツみなみ202
債務者　内田　真裕
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４４号
横浜市泉区岡津町329番地１　ウィステリアハイツ202号
債務者　七海　　武
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４号
静岡県袋井市堀越１丁目15番地の１　デイブレイク302号室、前住所静岡県袋井市鷲巣425番地の１　ガイアハイム102号室
債務者　上村　和博
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係